（別添）

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見募集に寄せられた御意見について

令和８年３月31日
財務省主計局給与共済課

| 番号 | 御意見（原文のまま） | 御意見に対する考え方 |
|---|---|---|
| 1 | そもそも。4月から始まる支援金は、実質増税か罰金に値する。庶民からカネを巻き上げるたびに、少子化が進行します。やめてください。 | ご指摘の支援金につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により導入されるものです。<br>本件省令案は、これに伴う規定の整備を行うものです。ご了承ください。 |

| 番号 | 御意見（原文のまま） | 御意見に対する考え方 |
| --- | --- | --- |
| 2 | 国家公務員共済組合法施行規則第六条第一項第一号につき、「…の規定による…金」といった用い方がされているが、「…に規定する」と用いないのであれば、せめて「…の規定により…する（される）…金」という構文で規定すべきではないか。また、附則第三条について、この省令において、国家公務員共済組合法による高額療養費の支給について何をどのように従前の例として取り扱うのか明らかではないため、明確に規定すべきではないか。 | 前段のご指摘につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により改正された国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第3条第4項と同様の規定としており、内容的にも明確に規定されているため、適切と考えております。<br>また、後段のご指摘につきましても、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第210号）附則第6条と同様の規定としており、内容的にも明確に規定されているため、適切と考えております。<br>以下、該当条項をお示しします。<br><br>○　国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）　※子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による改正後<br>（設立及び業務）<br>第三条　略<br>2及び3　略<br>4　組合は、前項に定めるもののほか、高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）、同法第百十八条第一項の規定による後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金並びに同法第百二十四条の五第一項の規定による出産育児関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百五十条第一項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の十四第三項に規定する流行初期医療確保拠出金等（第九十九条第一項において「流行初期医療確保拠出金等」という。）、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条の三第一項の規定による子ども・子育て支援納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）、厚生年金保険法第八十四条の五第一項に規定する拠出金（以下「厚生年金拠出金」という。）並びに国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）の納付並びに第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に関する業務を行う。<br>5　略<br><br>○　健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第210号）<br>附　則<br>（国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）<br>第六条　施行日前に行われた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。 |